

## 第6期生駒市障がい者福祉計画の体系・骨子の検討

第5期生駒市障がい者福祉計画（既計画）			国・市の方針	第6期生駒市障がい者福祉計画の体系（案）			
基本理念	計画の体系	アンケート調査結果等から見る課題		基本理念	基本目標（案）	施策（案）	取組（案）
人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を築く／健康で生きがいのある暮らしを实践する／地域において支え合う社会を築く	基本目標1. 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実 (1) 保健・医療サービス等の充実 (2) 早期療育・教育の充実	・乳幼児期における健康診査等において、 <u>疾病・障がいや育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要</u> ・住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要 ・今後、障がい者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、 <u>地域生活支援拠点の充実とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要</u> ・子どもたちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、 <u>就学前から卒業後にわたる切れ目ない教育指導や進路選択における相談支援を行える体制を整えることが重要</u>	<p>【国の方針】</p> <p>●障害者基本計画（第4次）の分野</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>安全・安心な生活環境の整備</li> <li>情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</li> <li>防災、防犯等の推進</li> <li>差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</li> <li>自立した生活の支援・意思決定支援の推進</li> <li>保健・医療の推進</li> <li>行政等における配慮の充実</li> <li>雇用・就業、経済的自立の支援</li> <li>教育の振興</li> <li>文化芸術活動・スポーツ等の振興</li> <li>国際社会での協力・連携の推進</li> </ol> <p>●障害福祉計画 基本指針の見直し事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活支援拠点等の機能の充実</li> <li>依存症にかかる取組事項の追加</li> <li>一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組の一層の促進</li> <li>就労定着支援事業の利用促進</li> <li>農福連携の更なる推進、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援の追加</li> <li>「相談支援」「参加支援」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制の整備</li> <li>発達障害者等支援の一層の充実</li> <li>障害児通所支援等の地域支援体制の整備</li> <li>障害者による文化芸術活動の推進</li> <li>福祉人材の確保</li> </ul> <p>●その他関連法の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正</li> <li>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正</li> <li>学校教育法等の一部改正</li> <li>障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定</li> <li>ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律の制定</li> <li>障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正</li> <li>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定</li> <li>視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定</li> </ul> <p>【市の方針】</p> <p>第6次生駒市総合計画 目指す姿 「自分らしく輝けるステージ・生駒」 障害福祉分野のまちづくりの目標 「安全で、安心して健康に暮らせるまち」</p> <p>・「生駒市手話言語の普及並びに障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例」（令和2年4月1日施行）</p>	人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を築く／健康で生きがいのある暮らしを实践する／地域において支え合う社会を築く	基本目標1. 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	(1) 保健・医療サービス等の充実	① 保健サービスの充実 ② 医療サービス等の充実 ③ 障がい児への支援（発達障がいのある児童への切れ目ない支援や医療的ケア児への支援の充実）
	基本目標2. 地域生活のための総合的な支援体制 (1) 生活支援にかかるサービスの充実 (2) 相談支援の充実 (3) 生活環境の充実	・障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解と利用を促進し、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が必要 ・身近な相談窓口から専門的な相談窓口まで、窓口機能の役割分担の明確化、各機関が連携した支援体制の整備が必要 ・「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の充実 ・福祉避難拠点の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制の構築、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要			基本目標2. 地域生活のための総合的な支援体制の充実	(1) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 (2) 生活支援にかかるサービスの充実 (3) 相談支援の充実 (4) 生活環境の充実	① 意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進 ② 多様なコミュニケーションの理解と促進 ③ 多様なコミュニケーション手段の活用による情報発信 ④ 訪問系サービスの充実 ⑤ 日中活動系サービスの充実 ⑥ 居住系サービスの充実 ⑦ 移動サービスの推進 ⑧ 福祉用具の給付等 ⑨ 経済的支援 ⑩ 窓口・情報提供の充実 ⑪ 意思疎通支援事業等の充実 ⑫ その他のサービス ① 相談窓口の充実 ② 自立支援協議会の機能の充実
	基本目標3. 障がい者理解と権利擁護 (1) 啓発・交流による障がい者理解 (2) 権利擁護に対する支援	・差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障がいに関する正しい知識を市民の中に広げ、法の趣旨や障がいのある人に対する理解を深める啓発活動が重要 ・障がい者に対する権利擁護支援においては、 <u>長期にわたる意思決定支援や身上保護、見守りが重要</u> ・成年後見制度等の権利擁護にかかわる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限活かして生活を送ることができるよう支援することが必要			基本目標3. 障がい者理解の促進と権利擁護の推進	(1) 啓発・交流による障がい者理解 (2) 権利擁護に対する支援	① 啓発・広報活動の推進 ② 交流・ふれ合いの促進 ③ 障がい者理解に向けた取組の強化 ④ ボランティア活動の推進 ① 権利擁護の推進（差別解消・虐待防止含む） ② 成年後見制度の利用支援
	基本目標4. 障がい者の社会参加と就労支援 (1) 社会参加への支援 (2) 就労支援の充実	・一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障がいへの理解の促進に積極的に取り組んでいくことが必要 ・福祉的就労における工賃向上のため、 <u>就労施設における事業改革や受注拡大への取組等が必要</u>			基本目標4. 障がい者の社会参加と就労支援の推進	(1) 社会参加への支援 (2) 就労支援の充実	① 活動の機会の確保 ② スポーツ・文化活動等の推進 ① 一般企業による雇用の促進 ② 福祉的就労の充実 ③ 「障がい者働く応援プログラムいこま」の推進

# 第6期生駒市障がい者福祉計画 目次案検討表

第5期生駒市障がい者福祉計画(既計画)	第6期生駒市障がい者福祉計画	ポイント
<p>第1部 計画の基本的事項</p> <p>第1章 計画策定に当たって</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計画策定の背景・趣旨</li> <li>2. 計画の根拠と位置付け</li> <li>3. 計画の期間</li> </ol> <p>第2章 計画策定の経緯</p>	<p>第1章 計画策定にあたって</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計画策定の背景と趣旨</li> <li>2. 法令等改正の動き</li> <li>3. 計画の位置づけ</li> <li>4. 計画の対象</li> <li>5. 計画の期間</li> <li>6. 計画の策定体制</li> </ol>	
<p>第6章 生駒市の障がい者の状況</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人口と世帯数</li> <li>2. 障がい者の状況</li> </ol>	<p>第2章 障害者を取り巻く現状</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障害者の現状</li> <li>2. 障害福祉サービス等の利用状況</li> <li>3. アンケート調査からみた現状</li> <li>4. 成果目標の達成状況</li> </ol>	
<p>第3章 計画の理念</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を築く</li> <li>2. 健康で生きがいのある暮らしを实践する</li> <li>3. 地域において支え合う社会を築く</li> </ol> <p>第4章 基本の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生涯を通じて健康であるために</li> <li>2. 安心して暮らし続けるために</li> <li>3. やさしい心のまちづくりのために</li> <li>4. 生きがいに満ちた生活のために</li> </ol> <p>第5章 重点課題</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域が一体となって支える体制の整備</li> <li>2. 健康づくりと保健・医療・福祉の連携</li> <li>3. 個人の尊厳の保持と総合的な支援サービスの提供</li> <li>4. 共に理解し、共に生きる社会づくり</li> <li>5. 生きがいある生活と社会参加</li> </ol>	<p>第3章 計画の基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計画の基本理念</li> <li>2. 基本目標</li> <li>3. 施策体系</li> </ol>	
<p>第2部 障がい者福祉計画</p> <p>第4章 基本の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生涯を通じて健康であるために</li> <li>2. 安心して暮らし続けるために</li> <li>3. やさしい心のまちづくりのために</li> <li>4. 生きがいに満ちた生活のために</li> </ol> <p>第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保健・医療サービス等の充実</li> <li>2. 早期療育・教育の充実</li> </ol> <p>第3章 障がい者理解と権利擁護</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 啓発・交流による障がい者理解</li> <li>2. 権利擁護に対する支援</li> </ol> <p>第4章 障がい者の社会参加と就労支援</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会参加への支援</li> <li>2. 就労支援の充実</li> </ol>	<p>第4章 施策の展開</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり</li> </ol> <p>(1) 相談体制・情報提供の充実 体制づくり</p> <p>現状・課題の文章……</p> <p>方向性の文章……</p> <p>具体的取り組み……</p>	<p>・第4章の課題については、施策ごとに記載</p>
<p>第2章 地域生活のための総合的な支援体制</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活支援にかかるサービスの充実</li> <li>2. 相談支援の充実</li> <li>3. 生活環境の充実</li> </ol>	<p>第5章 第六期障害福祉計画</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 成果目標</li> <li>2. 障害福祉サービスの見込量</li> <li>3. 地域生活支援事業の見込量</li> </ol> <p>第6章 子ども発達支援計画</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 成果目標</li> <li>2. 障害児福祉サービスの見込量</li> <li>3. 子どもの発達を支援する取り組みの展開</li> </ol>	<p>・障害福祉計画と障害児福祉計画を一体的に取りまとめる</p> <p>・障害児福祉計画に発達支援の施策等も含めて子ども発達支援計画として取りまとめる</p>
<p>第5章 計画の推進体制と進行管理</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計画の推進体制</li> <li>2. 計画の進行管理</li> </ol>	<p>第7章 計画の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計画の推進</li> <li>2. 計画の進行管理</li> </ol>	
資料編	資料編	